

議案第26号

職員の勤務時間・休暇等に関する条例中一部改正の件

職員の勤務時間・休暇等に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和7年9月3日提出

芽室町長 手 島 旭

職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間・休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の3条を加える。

（妊婦、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第29号）第20条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3） 職員の育児休業等に関する条例第20条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- （3） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第18条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間・休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

説 明

仕事と生活の両立支援拡充に伴い本条例を改正しようとするものであります。

職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<u>(妊婦、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> <u>第18条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第29号）第20条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 職員の育児休業等に関する条例第20条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措</u>	

改正案	現 行
<u>置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（２） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>（３） 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 <u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）</u> 第18条の３ 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（４月１日から翌年の３月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。	

改 正 案	現 行
<u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> <u>第18条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間・休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。</u>	

職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部改正について (令和 7 年 1 0 月 1 日施行分)

1 改正趣旨

仕事と生活の両立支援を目的に、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、仕事と生活の両立支援の拡充等の措置が講じられたことから、本町においても同様の措置を行うため、職員の勤務時間・休暇等に関する条例を一部改正するもの。

2 改正内容

(1) 職員が本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た時又は職員の子が 3 歳になるまでの適切な時期に、以下のア～エの措置を行う。

ア 出生時両立支援制度等又は育児期両立支援制度等に関する情報提供

(ア) 主な出生時両立支援制度等

a 育児短時間勤務の取得 b 部分休業の取得 c 早出遅出勤務の選択

d 深夜勤務の制限 e 配偶者の出産に伴う休暇の取得

f 子の養育のための休暇の取得 g 子の看護のための休暇の取得

(イ) 主な育児期両立支援制度等

上記 (ア) の a～d、f 及び g

イ 上記アの利用に関する意向調査

ウ 子や家庭の状況に応じた両立支援に資する事項に関する意向調査

エ 上記ウにより意向調査した事項への配慮

(2) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向調査と勤務環境の整備について、以下のア～カの措置を行う。

ア 介護両立支援制度等に関する情報提供

(ア) 主な介護両立支援制度等

a 介護休暇の取得 b 早出遅出勤務の選択 c 深夜勤務の制限

イ 上記アの利用に関する意向調査及び面談の実施

ウ 40 歳に達した職員に対して上記ア及び上記イの情報提供

エ 職員に対して介護両立支援制度等に係る研修の実施

オ 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

カ その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

3 施行日

令和 7 年 1 0 月 1 日